

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>技術シーズの掘り起こし及び事業化加速支援並びに技術活用型事業を行う起業家を招聘した交流会を実施する事業に係る業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業を効果的に実施するためには、技術の目利きのほか、資金調達、事業マッチング等に関する能力や、技術活用型事業に係る起業実績のある起業家とのコネクションなどが要求される。</p> <p>このため、業務委託契約の相手方を選定するに当たっては、単なる価格競争ではなく、分野に精通し、専門的知識・経験を有する者による具体的な提案に基づき、本事業に係る適格性を総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託業者として選定し、随意契約を行うのが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約を締結しようとする「株式会社アルファドライブ」は令和8年3月25日に開催した「技術活用型スタートアップ掘り起こし・加速化支援事業委託業務プロポーザル評価会議」での評価結果をもとに、契約候補者として選定したものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。